

平成28年度第2回市川市介護保険地域運営委員会 会議録

1. 開催日時：平成28年10月17日(月) 午後2:00～3:30

2. 開催場所：市役所3階 第4委員会室

3. 出席者

【委員】

委員長 伊藤委員

副委員長 高木委員

委員 淡路委員、内田委員、大野委員、佐藤委員、戸田委員、森本委員

【事務局】

岡崎(福祉政策課長)、荒井(介護福祉課長)、白井(福祉政策主幹)

鈴木(福祉政策主幹)、清水(介護福祉課主幹)、入江(介護福祉課副主幹)

増田(介護福祉課副主幹)、大賀(福祉政策課主任)、井津井(福祉政策課主任主事)

松原(福祉政策課主事)、植草(福祉政策課主事)、阿部(福祉政策課主事)

4. 議事

(1) 予防給付ケアマネジメント業務委託について

(2) 市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について

(3) 地域密着型サービス事業者の指定及び指定更新について

(4) その他

《配布資料》

資料1 予防給付ケアマネジメント業務委託の追加事業者について

資料2 市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について

資料3 地域密着型サービス事業者の指定及び指定更新について

資料4 地域密着型サービス事業者の公募状況等について

5. 進行

(1) 配布資料の確認

事務局より、配布資料の過不足についての確認を行った。

| 項 目 | 内 容 |
|-------|--|
| 事務局 | <p>本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。 福祉政策課の白井でございます。本日の司会を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>なお、本日は新井委員、谷口委員より欠席のご連絡をいただいております。</p> |
| 事務局 | <p>会議を始める前に、伊藤勝仁（いとう かつひと）委員長、高木健（たかぎ たけし）副委員長、谷口壽子（たにぐち としこ）委員が、市川市介護保険地域運営委員会委員として、多年にわたり、本市の福祉向上に尽力していただいたことを受け、今年9月23日に市から感謝状を贈呈させていただきました。伊藤委員長、高木副委員長、谷口委員受賞おめでとうございます。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、議事に入る前に資料の確認をさせていただきます。 事前に送付いたしました資料として、</p> <p>会議次第</p> <p>資料1 予防給付ケアマネジメント業務委託の追加事業者について 資料2 市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について 資料3 地域密着型サービス事業者の指定及び指定更新について 資料4 その他（地域密着型サービス事業者の公募状況等について）</p> |
| 事務局 | <p>以上をお配りさせていただいております。 お持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。</p> <p>議事録等作成の都合上、ご発言いただく際は、お近くのハンドマイクをお使いいただきますようお願いいたします。また、ご発言が終わりましたら、お手数ですがハンドマイクのスイッチをお切り下さいますようお願いいたします。</p> <p>それでは、これより議事の進行を伊藤委員長にお願いしたく思います。 よろしくお願いいたします。</p> |
| 伊藤委員長 | <p>ただ今より、平成28年度第2回介護保険地域運営委員会を開催いたします。</p> |

| | |
|-------|--|
| 伊藤委員長 | <p>これより、議事に移りますが、その前に、確認しておかなくてはならない事項があります。</p> <p>本日の会議は、「市川市介護保険条例条例第15条」により半数以上の委員に出席をいただいておりますので、本委員会の開催は成立いたします。</p> |
| 伊藤委員長 | <p>なお、本委員会につきましては、「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」により原則公開となっております。</p> <p>また、本日の議題中、議題(3)「地域密着型サービス事業者の指定及び指定更新について」については、審議内容によっては事業者の不利益を及ぼすおそれがあることから非公開とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> |
| 伊藤委員長 | <p>それでは、議題(3)については、非公開とさせていただきます。</p> |
| 伊藤委員長 | <p>本日、傍聴希望者はいらっしゃいますか。</p> |
| 阿部主事 | <p>一名いらっしゃいます。</p> |
| 伊藤委員長 | <p>本日は傍聴希望者がいらっしゃいますので、これより、入室していただきます。傍聴者の方は議題(3)が非公開となるため、議題(3)の前に退室をお願いいたします。</p> |
| 伊藤委員長 | <p>それでは、議題(1)「予防給付ケアマネジメント業務委託について」です。介護福祉課より、説明をお願いします。</p> |
| 増田副主幹 | <p>介護福祉課増田です。議題1予防給付ケアマネジメント業務委託についてご報告させていただきます。資料1をご覧ください。前回5月の地域運営委員会後に介護予防支援事業者委託の追加事業者が資料のとおり50事業者ございましたのでご報告いたします。追加事業者数が多いのは前回同様3月から市川市が「介護予防・日常生活支援総合事業」を開始したためと5月に高齢者サポートセンター曾谷が新たに地域包括支援センターとなったため、新規契約締結を行った事業者が多数となっております。以上となります。</p> |
| 伊藤委員長 | <p>只今、介護福祉課より説明がありましたが、只今の件について、何かご質問がありましたら、お願いします。</p> <p>総合事業のため件数が多いのですか。</p> |

| | |
|-------|---|
| 増田副主幹 | はい、そうです。 |
| 伊藤委員長 | わかりました。 |
| 伊藤委員長 | <p>続いて、議題（２）「市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、整備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について」です。福祉政策課より、説明をお願いします。</p> |
| 岡崎課長 | <p>福祉政策課岡崎でございます。１２月議会の上程予定になっております、市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、及び市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、ご説明いたします。</p> <p>資料に入ります前に、地域密着型サービスについてご説明いたします。地域密着型サービスとは、高齢者が介護を受けるようになっても、これまで暮らしてきた地域での生活をそのまま継続できるよう、平成１８年度から創設されたサービスの類型です。</p> <p>それでは資料をお願いいたします。条例改正の理由でございますが、平成２８年４月の介護保険法及び厚生労働省令の改正により、利用定員１８人以下の通所介護、いわゆるデイサービスが地域密着型サービスに移行され、地域密着型通所介護となりました。</p> <p>この改正に伴い、本市の条例を改正するものです。また、療養通所介護についても地域密着型サービスへ移行されております。</p> <p>改正内容についてですが、今回の改正を行う条例は表の左側でございます、２本の条例でございます。</p> <p>表の右側にあります準拠する国の基準が改正されたため、表の中央にご説明いたします。</p> <p>１つ目の市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例につきましては、地域密着型通所介護を運営するにあたって、必要な従業員の資格や員数、必要な設備、行うべきサービス内容等を規定いたします。</p> <p>２つ目の市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例につきましては、地域密着型通所介護の創設に伴う条文の整備を行います。</p> <p>次のページをお願いいたします。条例を改正するにあたりまして、厚生労働省令で定める基準に従うべきもの、基準を標準として定めるもの、市独自基準が定められる、基準を参酌するものの３つの類型に分かれてお</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>り、区分に応じて定めます。</p> <p>従うべき基準につきましては、3点あり、1つ目が従事する従業者に係る基準及び員数、2つ目が療養通所介護事業に係る居室の床面積、3つ目が事業の運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、処遇、及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして、ア～エとなっております。</p> <p>標準とする基準は、療養通所介護事業の利用定員、参酌すべき基準は、従うべき基準、標準とする基準以外の基準となっております。</p> <p>この参酌すべき基準について検討した結果、次のページにございます、独自に設ける基準を2点規定する予定であります。</p> <p>1点目は、申請者の資格・運営基準における暴力団の排除でございます。国の基準にはありませんが、市川市暴力団排除条例に基づきまして、事業の適正な運営を確保するため、新規に事業所を指定する時、指定更新を行う時、そして、事業所の運営開始後に発覚した場合も指定の取消しができるようにいたします。</p> <p>2点目は、文書の保存期間でございます。国の基準では6種類の文書につきまして、完結の日から2年間と規定されておりますが、地方自治法に基づき、請求に関する時効が5年間であることから、請求にかかる文書として、地域密着型通所介護計画、提供した具体的なサービスの内容等の記録、新たに、従業者の勤務の記録を追加し、5年間と規定いたします。</p> <p>その他の文書につきましては現基準のとおり2年間とします。</p> <p>療養通所介護の基準においても同様に規定いたします。</p> <p>その他の参酌すべき基準につきましては、9月5日から10月4日の期間でパブリックコメントを実施しましたが、ご意見はありませんでした。</p> <p>また、同時期に事業者へ意見募集を行ったところ、ご意見がございましたが、現基準を見直すべき地情的事情にあたるものはないと考え、省令のとおり規定することといたしました。</p> <p>今後の流れとしましては、全文を条例に規定し、12月議会に議案を提出いたします。議案が通りましたら、関係機関への周知を行い、平成29年3月31日に施行する予定でございます。以上でございます。</p> |
| 伊藤委員長 | <p>只今、福祉政策課長より説明がありましたが、只今の件について、何かご質問がありましたら、お願いします。なによいので、こちらは承認という形でよろしいでしょうか。</p> |
| 全員 | <p>はい。</p> |
| 伊藤委員長 | <p>始めにお話しした通り議題(3)は非公開となります。</p> <p>傍聴人の方におかれましては、恐れ入りますが、ご退室いただきますようお願いいたします。</p> |

| | |
|-------|--|
| 伊藤委員長 | <p>それでは、議題(3)「地域密着型サービス事業者の指定及び指定更新について」です。福祉政策課より、説明をお願いします。</p> <p>(非公開のため省略)</p> |
| 戸田委員 | <p>すみません。ひとつ前の議題ですが、条例改正に際し、FAXかメールで意見をしてほしいというので、私は9月26日にFAXをしたんです。苦情等の記録の保存は、市の条例では2年となっていますが、保存期間を2年ではなく全部一律5年にしたほうがいいのではないかというFAXをしましたが、お話ですとそのような意見がなかったかのように取り扱われていたのですが、私のFAXはどのようになったのでしょうか。</p> |
| 松原主事 | <p>パブリックコメントの用紙ではないものでご依頼をしたので、件数としては計算しませんでした。内部事情にはなるのですが、その結果パブリックコメントの意見としては0件とお伝えしました。申し訳ありません。</p> <p>戸田委員からの意見についてお答えさせていただきます。保存期間を一律5年にすると事業者の保管場所を確保することが難しいということがございまして。倉庫や、スキャンをしていただいてそこに保管というのも考えられるのですが、ケアマネージャーさんとやり取りする場合は、やはり紙で行うことが多いということでもなかなか難しいというご意見をいただいている状況です。こちらとしても事業者の意見を考慮いたしまして、今回報酬の請求期限について必要なものを5年に変えるということでございます。必要最低限のものとしまして介護計画、サービス提供の記録、従業員の勤務の記録の3点を5年とさせていただきたいと思えます。</p> |
| 戸田委員 | <p>ありがとうございます。今指導内容について聞いていましたら、記録の不備というものが多かったので、再度ご指摘させていただきました。苦情や事故の記録を保存するのが大変なので2年間ということで納得させていただきました。ありがとうございます。</p> |
| 伊藤委員長 | <p>他にご意見はございますでしょうか。では、この議題については以上です。</p> |
| 伊藤委員長 | <p>それでは、議題(4)「その他」です。 福祉政策課より、説明をお願いします。</p> |
| 鈴木主幹 | <p>福祉政策課です。議題の(4)その他といたしまして、地域密着型サービス事業者の公募状況等について、ご説明させていただきます。 お手元の配布資料4をご覧ください。はじめに、地域密着型サービスの</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>公募結果についてご報告いたします。</p> <p>1. 公募概要についてですが、平成28年度整備分として、(2)に記載しております内容で公募を実施しました。5月9日から7月1日までの期間で公募を行い、応募を締め切った結果、定期巡回・随時対応型訪問介護看護において、1事業者からの応募がありました。応募に対して、市川市指定地域密着型サービス事業者等の評価に係る第1次審査を、7月14日に行い、市の福祉、建築、開発部門職員が委員として、現地視察及び申請書類の審査を行いました。</p> <p>第2次審査につきましては、8月1日に行い、福祉や財務に関する専門知識をお持ちの外部委員の方に加わっていただき、応募事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施いたしました。主な内容は、事業運営に係る一般的な考え方、経営や運営の安定性、サービスの質の向上に向けた取り組みについて、職員体制や職員の質の向上、設備面など、20項目について、原則5段階評価で審査を行い、基準点を上回っているかどうかで評価いたしました。評価の結果、株式会社 ジャパンケアサービスが評価されました。現在、東部圏域である八幡において、今年度内の開設に向け、準備を進めているところでございます。</p> <p>なお、②の公募については応募事業者がございませんでした。</p> <p>次に、今後の「地域密着型サービス事業者の公募状況について」をご覧ください。11月下旬から12月末までの期間で、29年度整備分として、今年度未整備分と合わせて小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホームについて公募を実施します。これらについては、年明け1月中旬以降に審査を行い、2月上旬には事業者を選定する予定にしております。これらの結果につきましても、本委員会にてご報告させていただきます。以上でございます。</p> <p>伊藤委員長 只今、福祉政策課より説明がありましたが、只今の件について、何かご質問がありましたら、お願いします。</p> <p>大野委員 ジャパンケアの東部圏域ということですが、西部と東部に1ヶ所ずつあって東部という形なんですけど、これははっきり西部と東部を分けて利用しなければいけないのですか。</p> <p>鈴木主幹 施設として今回新しい圏域で東部を設置したということです。</p> <p>大野委員 意見なんですけど、今まで西部南部しかなかったんで、利用者様が選べなかったんです。私もケアマネなので、利用するのですが空がないと使えないというところでは、新しく増えることはとても良いと思います。</p> <p>また、逆に利用者さんが選べなかったというところで、川のこちら側に2つできるので、事業者同士の競争による質の向上という意味でも賛成</p> |
|--|--|

| | |
|-------|--|
| | で、良いことだと思います。利用料金は同じだと思うんですけど、質で選べるようになってとても助かります。 |
| 伊藤委員長 | 他に何か。佐藤委員。 |
| 佐藤委員 | 説明の確認ですが、今回5月9日から7月1日まで公募を行った結果、こちらに記載のある事業者以外は応募がなかったという理解でよろしいのでしょうか。 |
| 鈴木主幹 | はい、仰る通りです。定期巡回の方で1事業者の応募がありました。 |
| 佐藤委員 | これからのことを考えたときに、次回も同じように実施すると、また同様に応募が少ないということになるので、何か手を打っていかないと計画は立てるけども、応募者がいないということでは市のサービスとして低下していくと思いますので。何か対策をお考えですか。 |
| 鈴木主幹 | 次年度におかれましては公募期間を長めに設定しようと考えております。また、細かい話を申し上げますと、今回の応募後に何社かお問い合わせがあったので、次回の応募に事務局としても期待をしています。 |
| 伊藤委員長 | 公募の問題は今までも慢性的な問題がありまして、タイムリーにそれがあるか、サービス提供側が充足されているかどうかというのを、どのように認識していくかというのが難しいとは思いますが。今回、アンケート取りますよね。そのようなこともアンケートに入れていただいて活かしていただきたいと思えます。他にご意見ございますでしょうか。 |
| 伊藤委員長 | それでは、平成28年度第2回介護保険地域運営委員会を終了します。この後、事務局より今後の予定等についての連絡があります。それでは、事務局より説明をお願いします。 |
| 白井主幹 | 皆さまお疲れ様でした。初めに、次回の予定についてですが、次回の委員会につきましては、12月15日(木)14:30を予定しております。ご都合の悪い委員の方がいらっしゃいましたら、事務局までお知らせください。最後に、お車でお越しになられた方で、駐車券を事務局に預けている方がいらっしゃいましたら、後ほど、事務局までお声掛けください。事務局からは、以上です。ありがとうございました。 |

平成28年10月17日
市川市介護保険地域運営委員会
委員長 伊藤勝仁